



Q127. 合理的配慮というのは？



A. 障がいによる困りごとへの配慮ね。

2016年4月1日に「[障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律](#)」が施行されました。通称で「障害者差別解消法」と呼ばれているものですね。これによって行政や[学校](#)、企業の事業者に対して、合理的配慮の提供が法的義務、となりました。

「合理的配慮」は「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を共有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」

と「障害者の権利に関する条約」の第2条で定義されているの。障がいを持つ人たちの困りごとや障壁を取り除くために、やり過ぎるのではない、個別の調整や変更を行い、適切な環境を構築していく、ということになるかしら。

視力が悪い人は眼鏡をかけたり教室で席を前にしてもらったりしますよね。それと同じことで、漢字が読めない子どもにはルビをふる。文字を書くのが苦手な子供だったら、いきなりの板書ではなくて家で書いてきたものを発表する。読みにくい子どもなら、拡大文字の問題にしたりリーディングルーラーなどの「読書補助具」の使用を認める。

音に過敏な子どもにはイヤーマフの使用を認める。口頭での指示をその場で理解し記憶することが苦手な子どもには、視覚から入るようにしたり、重要なことはプリントにして渡す。提出物の管理や提出が苦手な子どもには、こまめな声掛けを徹底する。

こういった「合理的配慮」が考えられると思います。内閣府が「[合理的配慮を知っていますか](#)」、というリーフレットを出しているので、参考までにリンクしておきますね。

「合理的配慮」を求めたい場合は、本人や保護者から申し出なければなりません。どのような障がいを持っているか、やどういったことに困っているかは人それぞれ違うので、一概にこうしたらいいとは言えないのです。その人やその時々によって「合理的配慮」は変わってくるものなのですね。

この「合理的配慮」について、解釈を取り違えてしまっている人が多かったです。障がいがある子どもを特別扱いにしよう、というものではありません。障がいによる困りのためできないことを、[できるように環境を整えて](#)いこう、という考え方なのですね。

障がいの有る無しや困難さが周囲からは見えにくいことが多いので、なにに困難さを感じているかという「本人の意思表示」が大切になってきます。

なにを難しいと感じているのか、それに対して自己対処の方法はないか、をまず考えてみる。そのうえで、自分ではどうにもならないことに対して、どのような「合理的配慮」をしてもらえると解決に近づくのかを考えてみます。

「合理的配慮」を求める前段階として、求めたいと思う対応をまとめてみる必要があるかもしれませんね。

「合理的配慮」は、複数の人たちに共通して対応する「基礎的環境整備」ではありません。

個人のために、過度な負担がない範囲で、特定の場面において、個別に必要な変更や調整を行うことでしたね。

自分で対処できる方法があるのならば過剰な配慮を求めずに、試してみるが必要になってくるようです。

障がいを持つ人が勉強したり働いていくうえで、支障となるものを可能な限り減らしていこう、という「合理的配慮」ですが、伝え方や理解の方向によっては「わがまま」ととらえられてしまうかもしれません。

「合理的配慮」は学校や企業・行政などが一方的に提供するものではありません。

本人や保護者の[意思の尊重](#)が大前提なのです。

そして本人・保護者が学校や企業・行政と、同じ方向を向いて一緒に考え、合意形成のうえで決定するもの、なのです。

その気持ちを持ったうえで、こういう「合理的配慮」があれば安心して取り組める、意欲を持てるようになる、といった点に注目していきたいのです。

そのためにはしっかりと話し合い、一緒に考えていく姿勢が必要になってきます。

また「合理的配慮」は変わっていくものなので、学校であれば個別の教育計画に、放課後等デイサービスなら[個別支援計画](#)に、企業であれば契約書等に明記して、定期的な見直しと確実な引継ぎをしてもらいたいです。

《MENU》

[《過干渉というのは？》](#)

[《児童支援利用計画と個別支援計画の違いは？》](#)

放課後等デイサービス支援事業
Support Project of
Day-service for After-school
At Kyoto

2023-03-13 掲載